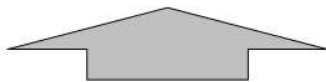


施策：	27	人材育成と組織の整備	財務コード	01020102-02-021
基本事業：	03	働きやすい職場づくり	担当部	企画政策部
基本事業の成果指標	年次有給休暇（5日未満）または超過勤務（年360時間以上）に該当した職員数 健康リスクを抱える職員の全国平均に対する割合		担当課	人事課
			担当係	人事担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	～		新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）				
・ 正規職員（再任用職員含む） ・ 会計年度任用職員			職員の健康が維持され安心して働くことができる職場環境を実現するため、共済組合の保健事業や福利厚生事業を実施する。 ・ 各種健康診断では、年1回総合健診、婦人がん検診、歯科検診を実施し、健康状態の把握や結果に応じて治療等を勧奨 ・ 健康相談では、委託している産業医が毎月来庁し、職員と面談を実施することで健康状態に対する早期の指導改善を実施 ・ メンタルヘルス対策の1つとして、年1回ストレスチェックを実施し、心理的な負担の程度を把握し、必要に応じて産業医との面談を勧奨 ・ 新たなメンタルヘルス対策として、職員が健康保持に関する様々な悩みや心配事を職場以外で相談できる窓口(EAP)を設置 ・ 共済組合が主催するセミナーとして、生活・人生設計を学ぶセミナーや生活習慣病予防や健康づくりを学ぶためのセミナーに参加 ・ 各種競技大会に関して、福岡県市役所対抗競技大会、筑紫地区官公庁対抗競技大会などに参加				
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）							
心身の健康が維持され、安心して働くことができる職場になっています。							

4. 成果（簡易評価は未記入）								
成果指標名称	単位	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	10年度	目標
		実績	実績	当初	要求	計画	計画	
各種健診の受診者数	人	1,609	1,770	1,770	1,770			1,600
総合健診の結果が「要精密検査」の職員の受検率	%	27.4	29.1	29.1	29.1			30

5. コスト								
事業費	計	千円	7,747	11,684	9,397	10,757		
	国	千円	0	0	0	0		
	県	千円	0	0	0	0		
	地方債	千円	0	0	0	0		
	その他	千円	7,747	9,870	6,887	7,153		
一般	千円	0	1,814	2,510	3,604			
正職員人工数		人工	1	1	1			
正職員人件費		千円	7,815	8,023	8,381			
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	15,562	19,707	17,778	10,757		

6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）								
あがっている  どちらかといえばあがっている  あがっていない（停滞・低下）	状況 令和6年度の各種健康診断の受診者数は、前年度比161名増の1,770名となった。また、総合健診の日程を繰り返し周知し、受診勧奨を行った結果、総合健診の受診率は97.2%（前年度97.0%）であった。 新たなメンタルヘルス対策として令和5年10月から、健康保持に関する様々な悩みや心配事を職場以外で相談できる窓口(EAP)を設置し、職員の職務能率の向上及び精神保健の保全に取り組んでいる。 課題 総合健診を受診し「要精密検査」となった職員に対し文書で病院受診を呼びかけるとともに、職員の心身の健康保持の観点から受診しなかった職員に対しても「受診報告書」を提出するよう勧奨した結果、受検率は29.1%（前年度27.4%）と前年度から1.7%向上したものの、勧奨を継続することで受検率を高める余地がある。							

7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）								
対象動向	維持	類似事業	なし					
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし					
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし					
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	なし					
成果向上余地	中程度							

8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）				改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）								

・ 産業医の活用 ・ ストレスチェックの活用 ・ 従業員援助プログラム(EAP)の活用促進								
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）	備考・特記事項 or 進行管理欄							

地方公共団体は、地方公務員法の規定に基づき、厚生事業を計画、実施する義務を負っている。また、職員及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡又は災害に関して適切な給付を行うための共済事業を実施する義務を負っている。								
---	--	--	--	--	--	--	--	--